

秋田県と日本生命保険相互会社との少子化対策及び健康福祉分野
における包括的連携協定

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自その
1通を所持する。

平成29年1月13日

秋田県（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、
少子化対策及び健康福祉分野の取組について、次のとおり協定を締結する。

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹敬久

乙 大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号
日本生命保険相互会社
代表取締役専務執行役員

守島剛紀

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、秋田県の少子
化の抑制と健康福祉の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）結婚支援に関すること。
 - （2）子育て支援に関すること。
 - （3）高齢者支援に関すること。
 - （4）障害者支援に関すること。
 - （5）健康づくりに関すること。
 - （6）がん対策に関すること。
 - （7）その他
- 2 甲及び乙が連携し、協力する取組の内容は、別記のとおりとする。
- 3 甲及び乙は、前項の取組を推進するに当たり、情報を共有し、適宜協議の場を設ける。

（個人情報の保護及び秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得
た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効
期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、
有効期間が満了する日から、本協定は同一条件により1年間更新され、その後も同様と
する。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、
必要な変更を行う。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙で協
議の上、これを定める。

別記（第2条第2項関係）

- (1) 結婚支援に関すること。
 - ・あきた結婚支援センターの取組など、県の結婚支援に関する情報の県民への提供
- (2) 子育て支援に関すること。
 - ・子育て家庭に対する各種の経済的支援制度など、県の子育て支援に関する情報の県民への提供
 - ・児童虐待防止に係る見守り活動の実施
- (3) 高齢者支援に関すること。
 - ・認知症や介護サービスに関する情報の県民への提供
 - ・認知症サポーターの養成
 - ・高齢者の見守り活動の実施
- (4) 障害者支援に関すること。
 - ・秋田県障害者スポーツ大会のPRとボランティア参加による支援
 - ・心いきいき芸術・文化祭のPR
- (5) 健康づくりに関すること。
 - ・健康情報の発信と健康づくりの意識啓発
 - ・健康に関するイベントでの連携・協力
 - ・熱中症予防の声掛け
 - ・県民への特定健康診査と肝炎検査の受診勧奨
- (6) がん対策に関すること。
 - ・県民へのがん検診の受診勧奨
 - ・県民へのがん検診の受診啓発イベントの実施
- (7) その他
 - ・甲及び乙が協議の上、第1条の目的の達成に資すると認めた取組